

令和8年度 森林病虫害等駆除事業（国庫奨励分・春駆除）委託

# 見積時積算参考資料

（設計書については、ホームページ上に公表しないため、縦覧または貸出を受けること）

一戸町役場 農林課

## 事業に係る留意事項

### 1 材積量について

本件駆除材積量について、落札額によっては変更（増量）する可能性がある。

### 2 履行期間

本事業は、契約日から令和8年6月30日（但し、伐倒・くん蒸作業については令和8年6月20日）までの間を予定し、7月中旬までに現地検査を行う。

# 仕 様 書

(趣旨)

第1 森林病虫害等駆除事業で行う駆除の実施について、作業の仕様を定めるものとする。

(安全管理)

第2 作業員は、自己の能力以上の無理な作業は避け、常に災害防止に努めるものとする。

(1) 作業員の服装

ア 保安帽は、必ず着用すること。

イ 履物は、滑らない、足にあった丈夫なものを履くこと。

ウ 呼笛は、必ず携帯すること。

(2) 作業用具の点検と取扱いについて

ア 作業用具は、常に整備点検し、正常な状態にしておくこと。

イ 作業用具は、安全な場所を定めて整理整頓し、移動の際はチェーンソー等の刃部にはカバーをかけること。

(3) 作業地区では、常に火災予防に心がけ、マッチ・タバコなどの後始末を完全にすること。

(4) 作業区域に接続する道路等には、交通の妨げとならないよう、必要に応じて立て看板を設置すること。

(5) 労働安全衛生規則等関係諸法規等を遵守し、諸手続きを行うこと。

(被害木の処理)

第3 被害木の処理方法は、駆除対象木を伐倒したのち、薬剤くん蒸処理によるものとする。

(1) 伐倒及び玉切り作業は、次によるものとする。

ア 伐倒は、周囲の地形及び地物の状況を勘案してもっとも安全で、その後の作業が容易となるよう行うこと。

イ 被害木を伐倒し、集積しやすいよう末木、枝条を含めて全て1 mの長さに玉切りすること。

ウ 伐り高は、地際から20 cm以下とすること。

(2) 集積及び搬出作業は、次によるものとする。

ア 搬出する被害木の集積場所は、極力少数とすること。

イ 搬出する枝条は、適宜結束し、飛散等のないようにすること。

ウ 直径2 cm以上の末木、枝条を全て集積し、その上に玉切りした被害材を集積すること。

(3) 薬剤くん蒸処理は、次によるものとする。

ア 集積は、薬剤のガス化効率を十分に確保するために、できるだけ日光の当たる場所を選ぶこと。

イ 薬剤くん蒸処理による殺虫効果を高めるため、集積する際は枕木を使用すること。

ウ やむを得ず傾斜地に集積する場合は、はい積が崩れないよう杭を打ってから、集積すること。

エ はい積は、最初に枝条を集積し、その上に丸太を集積すること。

オ 直径2 cm以上の残材、枝条についても林地に放置せず集積すること。

カ 被覆は、厚さ0.1 mm以上の薬剤くん蒸用生分解シートを使用し、裾押えは、原則と

- して厚さ10cm以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れが無いようにすること。
- キ 薬剤くん蒸処理中は、シート等が被覆した枝条等により破れることがないよう面取り処理をするなど注意すること。
- ク シート等が破れた場合は、ガムテープ等で必ず塞ぐこと。
- ケ 使用する農薬は、農薬登録されたNCS又はキルパーを使用するものとし、NCSにおいては、薬剤くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、キルパーにおいては、薬剤くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用すること。
- コ 使用する農薬は、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項を遵守し、安全な管理・使用に努めるものとする。
- サ 薬剤くん蒸処理の期間は、14日間以上とすること。
- シ 薬剤くん蒸処理中は、はい積にその旨を表示するなど、第三者に対し注意を促すこと。
- ス 薬剤くん蒸処理作業時には、ゴム手袋やマスク等を着用し、ガスの吸引や皮膚への付着を未然に防止すること。
- セ シートを開封する際には、風上側に立ち、風下に人がいないことを確認の上行うこと。
- (4) 被害木の材積は、次により算定するものとする。

駆除対象立木の毎木調査を行う。

$$\text{被害木材積} = \text{立木幹材積} \times 1.2$$

数量の単価は、立法メートルとする。数量の単位以下の端数は、施行箇所ごとにその計において、単位以下3位を四捨五入して2位にとどめるものとする。

(薬剤及び資材受払簿の整備)

第4 受託者は、薬剤、資材の購入及び使用について、薬剤・資材等受払簿（様式第5号）及び証拠書類を整備し、発注者へ提出することとする。

(作業記録写真の整備)

第5 受託者は、施行箇所の全景について、被害木の処理について、作業前、作業中、作業後の状況写真を全部の駆除木ごとに、また材料検収・使用に係る写真を撮ったものを整備し、発注者へ提出することとする。

(関係書類の整理)

第6 受託者は、作業に係る日誌及び出役簿等の書類を整理しておくこととする。

(その他)

第7 この処理方法に定めのないものについては、発注者と協議するものとする。



